

第 1 4 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 5 日（火）午後 4 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 14 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定について |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第2号 | 農用地等のあっせん結果について |
| 議案第3号 | 買入協議の要請について |
| 議案第4号 | 農用地等のあっせん申出について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について |

事務局出席者	事務局長 砂田 隆樹
	農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第 14 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は **12 名**でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。10 番 立川 委員、
11 番 高島 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 14 回南幌町農業委員会総会は、
6 月 25 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 14 回南幌町農業委員会総会は、6 月 25 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 5 月 30 日、第 13 回農業委員会総会を開催した。
6 月 11 日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。
6 月 12 日、令和 6 年第 2 回議会定例会に会長出席した。
6 月 14 日、南幌町農政対策推進協議会が南幌町農業協同組合で開催され、会長及び会長職務代理者出席した。
6 月 17 日、南幌町農業再生協議会総会が南幌町農業協同組合で開催され、会長出席した。
以上でございます。

議 長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 **日程第4** 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和6年6月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。
認定年月日は令和6年6月17日、有効期限は令和11年6月16日までとなっております。
認定番号6の6の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**141経営体**のうち**法人が17法人**となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 **日程第5** 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。
農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。

令和 6 年 6 月 25 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規
定による通知につきましては、3 件でございます。

1 件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇
〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で 19, 479 m²他計 6 筆ございまして、37, 491 m²とな
り、賃貸借の合意解約日は、令和 6 年 6 月〇〇日でございます。

2 件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で 7, 557 m²他計 3 筆ございまして、41, 003 m²となり、
賃貸借の合意解約日は、令和 6 年 6 月〇〇日でございます。

3 件目の賃貸人は、空知郡南幌町元町〇丁目〇番〇号、〇〇
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で 17, 576 m²他計 16 筆ございまして、25, 140 m²と
なり、賃貸借の合意解約日は、令和 6 年 6 月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第6 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第13回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに
対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第
6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議
願い、意見を求める。

令和6年6月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果
につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で8, 287㎡他計2筆ございまして14, 932㎡となります。
あっせん年月日は、令和6年6月11日。結果につきましては
は、成立です。価格については、田10aあたり、〇〇〇, 〇〇〇
円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇
〇 〇〇です。

2件目のあっせん申出者は、江別市〇〇〇〇〇町〇番地の〇、
〇〇 〇〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で
6, 484㎡となります。あっせん年月日は、令和6年6月11
日。結果につきましては、成立です。価格については、田10aあ
たり、〇〇〇, 〇〇〇円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南
〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇です。

あっせん委員につきましては、4番 上野 委員、7番 青木

委員、12 番 鍋山 委員となり、以上の結果となっております。
説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 2 号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第 7** 議案第 3 号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和 6 年 6 月 25 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、2 件でございます。

1 件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、

〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,479㎡他計2筆ございまして33,889㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7,557㎡他計3筆ございまして41,003㎡となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和6年6月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地等のあっせん申出

につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 070㎡他計4筆ございまして、3, 602㎡となります。

2件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17, 576㎡他計16筆ございまして、25, 140㎡となります。

説明は以上でございます。

5 番 議長 5 番

議長 5 番 久保 委員

5 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、1件目の相手方は〇〇〇〇〇〇〇〇。2件目の相手方は〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。以上です。

議長 只今、久保委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、5番 久保委員、7番 青木委員、8番 山田委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第４号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第９ 議案第５号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第５号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和６年６月２５日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第５号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が２件、利用権の設定が２件でございます。初めに所有権移転から説明いたします。
整理番号６の６の１の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で８，２８７㎡他計２筆ございまして、１４，９３２㎡となります。価格につきましては、〇，〇〇〇，〇〇〇円となります。
整理番号６の６の２の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。売り手は、江別市〇〇〇〇町〇番地の〇、〇 〇 〇 〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で６，４８４㎡となります。価格につきましては、〇，〇〇〇，〇〇〇円とな

ります。

続きまして、利用権の設定 整理番号 6 の 6 の 1 の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 18, 282 m²他計 2 筆ございまして、38, 687 m²となります。利用権の期間は、令和〇年 6 月〇〇日までの 1 年間となります。

整理番号 6 の 6 の 2 の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 2, 009 m²他計 3 筆ございまして、13, 946 m²となります。利用権の期間は、令和〇〇年 6 月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 10 議案第 6 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について。

農地法第 6 条の規定に基づき、令和 5 年度中に報告を受けた農地所有適格法人に関して、同法第 2 条第 3 項に規定される要件の適合状況について承認を求める。

令和 6 年 6 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 6 号について説明いたします。農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につきましては、19 件でございます。

先に、株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フロア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農の 16 法人につきまして、別添の別記第 19 号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フロア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農の 16 法人については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。提案のありました１６法人については提案のとおり承認することに決しました。

株式会社アシルについては、農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。

青木委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 株式会社アシルについては、別添の別記第１９号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社アシルについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社アシルについては提案のとおり承認することに決しました。

退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
株式会社 響については、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。
立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社 響については、別添の別記第 19 号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。株式会社 響については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社 響については、提案のとおり承認することに決しました。
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
有限会社 NOAH については、農業委員会法第 31 条、議事参

与の制限により、鍋山、高島委員の退席を求めます。

鍋山、高島委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。
(南代理)

事務局 有限会社NOAHについては、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
(南代理) お諮りいたします。有限会社NOAHについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって有限会社NOAHについては
(南代理) 提案のとおり承認することに決しました。

退席しております鍋山委員、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する）

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第 14 回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 14 回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

（午後 4 時 5 5 分 終了）

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番